

県税のしおりNo.8

自動車税環境性能割



自動車税環境性能割とは

自動車の取得に対して課される税金です。

自動車とは、乗用車、トラック、バスなどの普通自動車、小型自動車（二輪のものを除く）です。

納める人

大分県内に定置場のある自動車を取得した人

（注）自動車の売買があった場合において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売などの場合）は買主が当該自動車の所有者とみなされ、買主が納めます。

納める額

取得価格 × 税率（自家用自動車は0～3%、営業用自動車は0～2%）

※詳しくは裏面「自動車税環境性能割の税率」をご覧ください。

申告と納税

次に掲げる日までに、申告書を提出するとともに、申告した税額を納めます。ただし、通常の取引価額と異なる価額により取得した場合は、売買契約書その他自動車の取得価額を証する書類の写しが必要になります。

- 1 新規登録の届出の時
- 2 移転登録をすべき自動車の取得にあっては、その登録をすべき事由があった日から15日以内（その日前に移転登録を受けた場合は、その登録の時）
- 3 上記1および2以外の自動車の取得で自動車検査証の記載事項の変更を受けるべき自動車の取得にあっては、その変更を受けるべき事由があった日から15日以内（その日前に変更を受けた場合は、その変更を受けた時）
- 4 その他の自動車の取得にあっては、自動車の取得の日から15日以内

免税点・非課税

次の場合には課税されませんが、報告書は提出しなければなりません。

- (1) 自動車の取得価額が50万円以下であるとき
 - (2) 相続による取得
 - (3) 法人の合併または政令で定める分割による自動車の取得
 - (4) 法人が新たに法人を設立するために現物出資を行う場合における自動車の取得
 - (5) 会社更生法による更生計画において、会社から新会社に自動車を移転した場合における新会社の自動車の取得
 - (6) 委託者から受託者（受託者から委託者）に信託財産を移す場合における自動車の取得
 - (7) 信託の受託者の変更があった場合における新たな受託者による自動車の取得
 - (8) 保険業法の規定によって会社がその保険契約の全部の移転契約に基づいて自動車を移転する場合における自動車の取得
 - (9) 担保される債権の消滅により譲渡担保財産設定の日から6ヵ月以内に譲渡担保財産の権利者から設定者に譲渡担保財産を移転する場合における自動車の取得
- ※減免については、自動車税種別割のページをご参照ください。

市町村への交付

県に納付された自動車税環境性能割収入額の40.85%は、県内の市町村に交付されます。

自動車税環境性能割の税率

(令和7年4月～)

自 動 車 の 種 類				税 率		
区 分		排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用	
電気自動車、燃料電池自動車				非課税	非課税	
天然ガス自動車		・平成30年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準10%低減				
プラグインハイブリッド自動車						
ガソリン車	乗用車	・平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減	・令和12年度燃費基準95%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	非課税	
			・令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成		0.5%	
			・令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%	1%	
			・令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成			
			・令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%	非課税	
			・令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成			
	トラック (車両総重量2.5 t 以下)	・平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減	・令和4年度燃費基準＋5%達成	非課税	非課税	
			・令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%	
	バス (車両総重量3.5 t 以下)	・平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減	・令和2年度燃費基準＋5%達成	非課税	非課税	
			・令和2年度燃費基準＋10%達成			
		・平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減	・令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	
			・平成30年排出ガス基準25%低減又は 平成17年排出ガス基準50%低減			・令和2年度燃費基準＋5%達成
		・平成30年排出ガス基準25%低減又は 平成17年排出ガス基準50%低減	・令和2年度燃費基準達成	2%	1%	
			トラック (車両総重量2.5 t 超 3.5 t 以下)	・平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減	・令和4年度燃費基準達成	非課税
		・平成30年排出ガス基準25%低減又は 平成17年排出ガス基準50%低減		・令和4年度燃費基準＋5%達成		
		・平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減		・令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%
				・令和4年度燃費基準達成		
					・令和4年度燃費基準95%達成	2%
石油ガス車	乗用車	・平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減	・令和12年度燃費基準95%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	
			・令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%		
			・令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	
			・令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%		1%
			・令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成			
			・令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%		
	ディーゼル車	乗用車	・平成30年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準適合	・令和12年度燃費基準95%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
				・令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	
				・令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%
				・令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成		
・令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成				3%	1%	
バス (車両総重量3.5 t 以下)		・平成30年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準10%低減	・令和2年度燃費基準＋5%達成	非課税	非課税	
			・平成21年排出ガス基準適合			・令和2年度燃費基準＋10%達成
		・平成30年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準10%低減	・令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	
			・平成21年排出ガス基準適合			・令和2年度燃費基準＋5%達成
トラック (車両総重量2.5 t 超 3.5 t 以下)		・平成30年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準10%低減	・令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税	
			・平成21年排出ガス基準適合			・令和4年度燃費基準＋5%達成
		・平成30年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準10%低減	・令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%	
			・平成21年排出ガス基準適合			・令和4年度燃費基準達成
		・平成21年排出ガス基準適合	・令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	
	バス・トラック (車両総重量3.5 t 超)		・平成28年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準10%低減	・令和7年度燃費基準＋5%達成	非課税	非課税
		・令和7年度燃費基準達成		1%	0.5%	
・令和7年度燃費基準95%達成		2%		1%		
上記以外のもの				3%	2%	

【注意事項】

- 1 燃費基準とは、省エネ法に基づき定められている燃費基準値をいいます。
- 2 燃費性能は、自動車検査証に燃費達成車であることが記載されている自動車に限ります。
- 3 排出ガス性能は、国土交通大臣が認定しているものに限ります。
- 4 乗用車とは乗車定員が10人以下の乗用自動車をいいます。